

釧路市立小中学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、釧路市立小中学校のあり方に関する基本方針を定めるにあたり、そのための検討を行う釧路市立小中学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1)学校のあり方の基本方針に関すること
- (2)前1号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)保護者
- (3)学校関係者
- (4)地域関係者
- (5)その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。
- 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取及び資料の提出)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求

めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、交付の日から施行する。

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 第3条の規定による検討委員会の委員の委嘱又は任命のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(最初の委員会の招集)

4 この規則の施行後最初の検討委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。